

# 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

保健福祉部 高齢者活躍支援課

## 1 老人憩の家の設置目的等

### (1) 設置目的

- ・高齢者の相互交流・教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の増進を図る。(有料でマッサージ等も可能)
- ・昭和40年4月厚生省社会局長通知に基づく老人福祉施設



大豆島老人憩の家

### (2) 現状

- ① **施設**(開館時間:午前9時～午後4時)  
松代・石川・大豆島・茂菅・若槻・新橋・氷鉦・東北・若穂・東長野 計10施設
- ② **利用できる人** 市内に居住する60歳以上の者とその付添人
- ③ **利用料** 一般利用者 200円 付添人 250円 障害者 無料(介護者1名分含)
- ④ **利用者数(延べ)** 平成30年度 155,466人 令和元年度 122,928人

## 2 前回の利用料金見直しの経過

### 長野市社会福祉審議会の答申に基づき決定

- 平成29年7月～ 150円から200円に改定

※コスト計算額 227円⇒改定上限額 225円(@150\*1.5)⇒提案額 220円

答申額200円 ⇒ **決定額 200円**

(附帯意見)改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で

**3年後に利用者負担の見直しの検討**を行うこと



令和元年度～2年度 **利用者負担の見直しの検討** (消費税増税等も踏まえ)

- 令和元年度は、10月の東日本台風災害、2月下旬以降の新型コロナウイルス感染拡大への対応のため、「長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会」の開催を延期し、令和2年度へ審議を継続

### 3 利用者アンケート・憩いの家所長への意見聴取

#### (1) 老人憩の家利用者アンケート(平成30年12月)

- 老人憩の家が立地する地区の利用者の割合が高い(約6割)、毎週利用してる人の割合が高い(約8割)ことから、限られた人(リピーター)が利用
- 一般高齢者の適正な利用料金に関して、200円支持は33.8%であるのに対し、225円まで13.9%、250円まで31.7%、275円まで又は300円までが合わせて9.8%となっており、半数以上の人は、料金改定に一定の理解を示している。
- 障害者対象のアンケートでは、現在のまま無料でよいとする人と一定の利用者負担をすべきと回答する人がほぼ同率の46.4%になった。

#### (2) 老人憩の家所長への意見聴取(令和元年7月)

- 前回改定後の利用者数の動向については、「改定前からほぼ変わらない」、「長期的な減少傾向に伴うもの」との回答の割合が高い。(約8割)
- ・減少傾向の理由として、「常連利用者が、高齢化により来られなくなった」と回答したものが最も多い。

## 4 老人憩の家のコスト計算

※行政サービスの利用者の負担に関する基準(平成20年7月)により算出

### (1) 老人憩の家のコスト計算

①平成30年度決算ベース(消費税10%換算) ②令和元年度決算ベース

全 体	運営費(R)	125,897千円
	償却費(S)	21,959千円
	実費コスト計(R+S)	147,856千円
	運営費(R)の75%(T)	94,423千円
	償却費(S)の25%(U)	5,490千円
	基準コスト計(T+U)	99,913千円

全 体	運営費(R)	135,350千円
	償却費(S)	23,437千円
	実費コスト計(R+S)	158,787千円
	運営費(R)の75%(T)	101,513千円
	償却費(S)の25%(U)	5,859千円
	基準コスト計(T+U)	107,372千円

入 浴 関 連	運営費(V)	54,806千円
	償却費(W)	4,160千円
	実費コスト計(V+W)	58,966千円
	運営費(V)の75%(X)	41,105千円
	償却費(W)の25%(Y)	1,040千円
	基準コスト計(X+Y)	42,145千円

入 浴 関 連	運営費(V)	55,004千円
	償却費(W)	4,377千円
	実費コスト計(V+W)	59,381千円
	運営費(V)の75%(X)	41,253千円
	償却費(W)の25%(Y)	1,094千円
	基準コスト計(X+Y)	42,347千円

## (2) コスト計算による利用料金の算出

### 【入浴関連基準コスト】

① 平成30年度決算ベース (消費税10%換算)

コストに対する料金 =  $42,145 \text{ 千円} \div 155,466 \text{ 人} = \underline{271 \text{ 円}}$

② 令和元年度決算ベース

コストに対する料金 =  $42,347 \text{ 千円} \div 122,928 \text{ 人} = \underline{344 \text{ 円}}$

(※入浴関連コスト以外の料金は除く)



令和元年度は、10月の東日本台風により被災した「東北老人憩の家」を休館としたこと、更に2月下旬以降は、他の老人憩の家についても、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、施設利用を休止又は入場を制限したことに伴い、利用者数が激減したことから、平成30年度決算ベースにて算出



コスト計算額: 271円 ⇒ 当初提案額: 270円

## 5 社会福祉審議会からの答申

- ・ 一般利用料金については、市の提案額は270円であるが、老人憩の家が高齢者の生きがい・健康づくりに寄与していることや、利用促進を図る観点、また、これまでの上げ幅等を勘案して、250円が適当である。
- ・ 障害者及び介助者(1名)の利用料金についても、有償・無償双方の意見がある(拮抗)ことから、当面は現状のままとし、障害者等の意見を確認した上で、3年後に有料化も含めた検討すべきである。



**答申** 老人憩の家の利用者負担を改正し、  
利用料金を1回250円とする。

### ● 附帯意見

- ・ 改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に改めて利用者負担の見直しの検討を行うこと。
- ・ 3年後の見直しの際は、現在無料となっている障害者及びその介助者の利用料金について、障害者等の意見を十分に聴取した上で、有料化も含めた検討を行うこと。

## 6 市の方針(案)

市としては、社会福祉審議会の答申を尊重するとともに、老人憩の家の管理運営については、新型コロナウイルス感染症の予防対策や、施設の老朽化に伴う維持改修(※)に係るコスト上昇が見込まれ、今後も安全、快適にご利用していただくため、利用者に応分の負担を求めることが適当と考える。

(※運営や修繕等に利用料以外に特定財源が見込めない。)



●一般利用料金 現行 200円 ⇒ 250円に改定

※「市長が特に認める者」(虚弱老人等の付添人等)の利用料金

現行 250円 ⇒ 300円に改定

## 7 今後の日程

👉(通年ベースで約560万円の増収見込み)

令和3年1月12日 政策説明会

3月市議会 条例改正

4月～6月 市民への周知期間(前回改定時と同様)

7月～ 新料金適用